

今夜7じより
市民館3階
(原宿区立・中央公民館)
毎週金曜日

みんなで つくろう
みんなの 会館
三人よれば何とかの知恵

夜間学校

西成区萩之原屋敷5-5-23
釜崎解放会館内釜日労争議
632-4273 会付

釜崎夜間学校

労働組合とは「そのえ」

赤色暴力団「釜共」?

・飯場専門だから自分だけが...

・あの飯場のことをビラに書いて...

先週、ビラを配っている
と、北摂興業のことを、皆
に知らせて欲しいと頼まれ
たので最初に書いておく。

北摂興業(字)はこれであ
っているかどうか、確かめ
ていないので、違う字かも判
らないしでは、食事代を千
五百円もとっているのに口
つなメシを出さず、別に諸
式でオカズ(例)とは、トウ

7百円などいってとらざるを
えないようにしている。こ
れでは食費の二重取りだ。
まったく腹立たしい。と

いうのが、多くの仲間を知
らせて欲しい事柄だった。
さて、先週の夜間学校は
我々にとって労働組合と
は何かを話し合う予定で、
「ニュース」には、労働組

合法の条文も紹介しておい
たが、一般的な釜崎に
おける労働組合の話になっ
た。

飯場が主で、古い人は、
労働組合、いうてもあんま
りピンとなくて、ヤっぱ
り、釜共の方がとうりがい
いようや。中には戦前の考
え方で、組合はアカのする
こと、釜共はいうならば赤
色暴力団や、というような

労働組合の役割は...

なにやら、労働組合いう
ても、いまひとつナア...
という感じの話になってし
まいました。それは決し
て労働組合がいなというこ
とではなくて、自分の常日
頃の生活の中ではあまりな

言い方をするとする者もいる。
私も飯場が主で、労働
事故で指定病院があるこ
いわれたら、釜まで帰っ
て相談したりできないの
で、なるべく自分で勉強
して対応できるようにし
ている。

「最近建てた個室の飯場
で待遇のいいところは、
千七百円とられても文句
は出ないようだ...」

ぐみのないものだ、とい
うことのようにだった。
自分の日常生活に直接
かかわりがないからなじ
めないのはあたりまえだ
が、釜の春闘と自分の日
常生活のかかわりについ

て考えれば、組合とのつながりが見えてくるのではないか。

「そんなこと、いまさらのことく言わんでも判つてゐる。組合が旗振つてくれるから、自分かでも、一二二年三年賃金が上つて

るのは、よう知つてゐる。そんな声が聞こえてきそうだが、組合と多くの仲間の団結の結果、賃金が上つてゐる。賃上げの成

果は、組合員であらうがなかろうが、その時は飯場に居て春闘に参加していなくても、釜の日

雇全員のものとなる。

しかし、中には納得できない仲間もいるかも知れない。

仕事が少ない時期には賃下げをするところもあるし、交通費を付けなくしたり、個室代や飯

代を値上げしたり、北振興業の

ようにメシ代の二重取りのよう

なことをして、自分のモウケを

確保しようとする悪いオヤジたち

が、現に存在しているからだ。組合は、うめべをナデてるだけ

やないか」という不満はあると思つて。

どうしてそうなるのか。これは、はつきりしている。労働者

一人一人は、金を持つてゐる者と交渉する時には弱い、だから組

合をつくり、団結して闘うわけだ。春闘はその好見本だ。仲間の多い所（セントラ）で、仲間の

要求をぶつつけるから勝てる。

しかし、飯場に入ると、一人一人バタバタになる。要求をま

める者もいなければ、オヤジにぶつつける者もない。へ中に

は一人でガンバツてゐる人もいるが、だから、飯場では条件の

バラツキが出やすくなる。もちろん、組合に労働相談の

形でもち込めと改善されるが、飯場で常に闘う仲間がいないと

成果を維持することは難しい。

労働組合の主要な役割は、労働条件の維持改善だ。しか

し、個々の飯場には目が届きにくく、労働条件の維持改善

が充分におこなわれていない。だから労働組合はいらない、

というのは乱暴だし、仕方がないからがマンシようでは情

ない。答えは簡単だ。皆が一人一人強くなつて闘い、組合が大

きくなればよい。それには……

労働組合法

第一条 この法律は、労働者が使用者との交渉において、対等

の立場に立つことを促進することにより、労働者の地位を向上

させること、

労働者がその労働条件について交渉するため、自ら代表者を

を選出すること

その他の団体行動を行うために、自主的に労働組合を組織し、団

結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係

を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること

及びその手続きを助成することを目的とする。

2. 刑法第二十五条（法令又は

正当の業務に因り為したる行

為は之を罰せず）の規定は、労働組合の団体交渉その他の

行為であつて前項に掲げる目的を達成する

ためにした正当なものにつ

いて適用があるものとする。

在日朝鮮・韓国人の

指紋押捺拒否断固支持